

令和2年度 就学援助制度のお知らせ

「**就学援助制度**」とは、生活保護世帯又はそれに準ずる程度に経済面で困窮している世帯に対し、お子さんの学習に必要な費用を援助する制度です。

1 対象となる世帯

前年の**世帯**¹全員の「収入」、「年金」、「失業保険」等の合計が、定められた**認定基準額**²に満たない世帯

モデルケース	3人家族	4人家族	5人家族
家族構成	父(39歳) 母(35歳) 子(小学1年)	父(39歳) 母(35歳) 子(小学1年) 子(小学4年)	父(39歳) 母(35歳) 子(小学1年) 子(小学4年) 子(中学1年)
認定基準額 (目安)	世帯員の総収入が 330万1千円以下	世帯員の総収入が 394万7千円以下	世帯員の総収入が 471万1千円以下

- 1 「**世帯**」とは、血縁と関係なく、**同居している方全員**のことを指します。また、世帯主が単身赴任等により別居している場合も、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含みます。
- 2 「**認定基準額**」は世帯の構成員数や年齢等によって世帯ごとに異なりますので、上記モデルケースの例はあくまでも目安として、参考までにご覧ください。支給を希望される場合、まずは申請することをお勧めします。

2 援助される費用

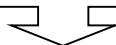
費 目	対 象 学 年		支 給 額
	小 学 校	中 学 校	
校外活動費、給食費	全学年	全学年	実費
学用品費、PTA会費	全学年	全学年	実費(上限あり)
通学用品費	2~6年	2~3年	定額
修学旅行費 ³	6年	3年	実費
生徒会費、部活動費		1~3年	実費(上限あり)
体育実技用具(スキー用具)費	1・4年	1年	
医療費 ⁴			実費
新入学用品費 ⁵	1年	1年	定額
新入学準備金 ⁶	新1年、6年		
卒業アルバム代等	6年	3年	実費(上限あり)

- 3 生活保護世帯は、修学旅行費のみ対象となります。対象児童生徒がいる生活保護世帯の方は、就学援助の申請が必要です。
- 4 学校病(う歯、慢性副鼻腔炎等)の治療に要した自己負担分の費用が対象となります。
- 5 4月認定で、令和元年度新入学準備金の支給を受けていない世帯に限り、入学後に支給します。
- 6 令和2年12月1日現在で北広島市内に居住し、令和3年4月に北広島市立小・中学校に入学予定の方に支給します。

3 注意事項

- (1) **就学援助制度は年度が変わる度に申請が必要です。**現時点で認定されている方で、引き続き令和2年度も本制度のご利用を希望される場合、お忘れなく申請していただきますよう、ご留意願います。
- (2) 特別支援学級在籍の児童生徒がいる世帯で非認定となった場合、「**特別支援教育就学奨励費**」制度の援助が受給できる場合があります。詳しくは審査結果が非認定となった対象者に、書面でお知らせいたします。ただし、就学援助制度で認定となった場合には、特別支援教育就学奨励費は受給できません。

裏面に申請手続きに関するご案内があります。



就学援助の申請手続きについて

受付期間 令和2年2月17日(月)から3月31日(火)まで

新・中学3年生は修学旅行が早期に実施される都合により、令和2年3月16日(月)までに提出してください。

受付場所 市教育委員会学校教育課 又は 市役所各出張所

申請書に必要な事項を記入・押印の上、必ず令和元年(2019年)分の収入を証明する書類を添付して、受付場所へ提出してください(郵送可、消印有効)。

必要書類等

令和2年度就学援助受給申請書(兼口座振替依頼書)

収入を証明する書類の写し(平成31年1月1日～令和元年12月31日分)

- ・ 源泉徴収票(令和元年分)
- ・ 確定申告書(令和元年分)
- ・ 年金振込通知書(国民年金・厚生年金・共済年金・遺族年金・障害年金等)
- ・ 雇用保険受給資格者証
- ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当の証書の写し(受給者のみ)

【ご注意ください!】

「**令和元年度**市民税・道民税所得課税証明書」は、平成30年分収入を証明する書類のため、今回の申請では使用できません。

その他申請の際に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 申請者名義の口座情報が分かるもの(申請者と異なる口座名義は受付できません。)

収入を証明する書類が提出できない場合、申請を受付できない場合があります。必ず収入を証明する書類を添付して申請してください。

仕送りや養育費等を受けている場合、申請書の記入欄に金額等を記入いただく必要があります。虚偽の申請を行った場合、認定を取り消し、支給した援助費を返還していただきます。

その他

申請書は受付場所及び市教育委員会ホームページから入手できます。

【市教育委員会ホームページ「手続き・申請・相談」 「教育費等の援助制度」】

窓口に来られる方が世帯を代表して申請される場合、**申請書の同意事項について、必ず世帯員全員の同意を得てからお越しください。**同意事項に同意されない場合、申請を受付できない場合があります。

【問合せ先】

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1
北広島市教育委員会 教育部 学校教育課
TEL 011-372-3311(内線4826)